

埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
愛知県
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ観点から、別紙の「風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）」のとおり、風しんに対する一層の対策の実施をお願いしたところです。

また、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）については、5 都県（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県）における過去の出荷実績の 80%を目安に任意接種分として、当該市場に追加で出荷することや、抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者に対して優先的に任意接種を行うこと等を求めています。

MR ワクチンの円滑な流通や適切な使用を促進する観点から、下記の対策について、関係者に周知の上連携して実施いただくようお願いします。

記

1. MR ワクチンの流通について

- (1) 5 都県（5 都県が保健所設置市等を指定する場合は指定先。以下「5 都県等」という。）は、5 都県内の医療機関に対して、医療機関が任意接種を行うために MR ワクチンを発注したものの、発注した卸売販売業者に在庫がなかった場合には、医療機関が所在する 5 都県等に相談するよう求めること。

(2) 5都県等が5都県内のMRワクチンの需要に対応可能な卸売販売業者を紹介できるように、5都県等は卸売販売業者に対して、別添1の様式に沿って、当該卸売販売業者が有するMRワクチンの在庫量（当該卸売販売業者が製造販売業者等から直ちに入荷可能な量を含む。）を5都県別にそれぞれ報告するよう求めること。

情報の集約及び報告の頻度についてはそれぞれ週1回とし、2018年11月7日（水）以降、毎週水曜までの情報を集約し、毎週金曜までに5都県に報告することとする。（祝日等を考慮し、2018年11月23日（金）の期日は11月26日（月）とし、2019年1月2日（水）及び1月4日（金）の期日を除くこととする。）

(3) 5都県等はMRワクチンの供給について医療機関から相談があった場合には、(2)で報告された在庫量を踏まえ、卸売販売業者に対応の可否を確認の上、当該医療機関に対し、対応可能な卸売販売業者を紹介すること。併せて、当該卸売販売業者から直接購入する他に、希望する卸売販売業者を経由して購入することも可能であることを伝えること。

(4) 5都県等は卸売販売業者に対して、(3)の紹介で医療機関から発注があった場合には、医療機関に直接販売する、又は医療機関が希望する卸売販売業者に販売するよう求めること。

2. MRワクチンの発注状況等について

5都県等は卸売販売業者に対して、医療機関から発注の際に提出された情報を別添2の様式に沿って、5都県等に対してそれぞれ報告するよう求めること。また、5都県は卸売販売業者からの情報をとりまとめて（保健所設置市等の指定先がある場合には指定先の情報もとりまとめること）、別添3の様式に沿って、厚生労働省（hu-shin@mhlw.go.jp）に以下の期日で報告すること。

〔第1報〕

卸売販売業者	2018年11月30日（金）までの情報を2018年12月7日（金）までに報告
5都県	2018年12月21日（金）までに報告

〔第2報〕

卸売販売業者	2019年1月31日（木）までの情報を2019年2月7日（木）までに報告
5都県	2019年2月21日（木）までに報告

〔第3報〕

卸売販売業者	2019年3月29日（金）までの情報を2019年4月5日（金）までに報告
5都県	2019年4月19日（金）までに報告

別添1：卸在庫状況（卸売販売業者→5都県）

卸在庫状況（卸売販売業者→5都県）

卸売販売業者名：
 5都県名：
 情報集約期日： 年 月 日

卸在庫の量 □□,□□□本

〔注意〕 製造販売業者等から直ちに入荷可能な量（いわゆる割当分）を含む。

別添2：発注状況等（卸売販売業者→5都県等）

発注状況等（卸売販売業者→5都県等）

卸売販売業者名：
 5都県等名：
 情報集約期日： 年 月 日

発注量（任意接種分）	▲▲本
対象者①	◇◇人
対象者②	―一人
その他	××人

対象者① 抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性
 対象者② 妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者

接種実績（任意接種分）	▲▲本
対象者①	◇◇人
対象者②	―一人
その他	××人

別添3：発注状況等（5都県→厚生労働省）

発注状況（5都県→厚生労働省）

5都県名：
 報告期日： 年 月 日

発注量（任意接種分）	▲▲本
対象者①	◇◇人
対象者②	―一人
その他	××人

対象者① 抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性
 対象者② 妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者

接種実績（任意接種分）	▲▲本
対象者①	◇◇人
対象者②	―一人
その他	××人

健健発 1002 第 5 号

健感発 1002 第 3 号

平成 30 年 10 月 2 日

埼 玉 県
千 葉 県
東 京 都
神 奈 川 県
愛 知 県
埼玉県内保健所設置市
千葉県内保健所設置市
東京都内保健所設置市
神奈川県内保健所設置市
愛知県内保健所設置市
特 別 区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、別添 1 の「風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」に基づき、風しんに対する一層の対策の実施をお願いしたところです。

現在、特に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県（以下「5 都県」という。）において、風しんの届出数の増加が続いています。平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ観点から、5 都県において下記の対策を実施することといたしましたので、市町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

なお、別添 2 のとおり、「職域における風しん対策について」を都道府県労働局宛にも通知しましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

記

- 1 現在、風しんの届出数が増加していることを踏まえ、風しんの症状や感染力、妊婦への影響（先天性風しん症候群発生）、感染拡大防止策等について住民に正しく理解していただけるよう、機会を捉えて周知すること。周知の際には、別添 3 のとおり、Q&Aを更新しているので、内容について了知の上、具体的な対策については別添 4 「風しん対策に関するリーフレット」を参考にされたい。
- 2 妊婦、妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族に、積極的に抗体検査を受けていただ

くようウェブサイト、自治体広報紙、SNS等を通じて周知すること。周知の際は、これらの者が居住地近辺の医療機関において抗体検査を受けることができるよう、貴職において抗体検査事業を委託又は当該事業への協力を要請している医療機関（以下「抗体検査実施医療機関」という。）の所在地等の具体的な情報を分かりやすくウェブサイト等に提示すること。また、抗体検査事業により風しんの抗体検査を受けた者のうち、抗体価が低いことが判明した、妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族（以下「抗体価が低い妊娠希望者等」という。）に対し、予防接種を促すと共に、その者が予防接種を受けたか否か把握するように努めること。なお、抗体検査を受けた者の性別、年代、区分（妊娠を希望する女性又は妊婦の同居家族）、抗体陰性件数、予防接種件数については、月に一度、国へ報告を求めることとする。

- 3 抗体価が低い妊娠希望者等に対し、検査結果を通知する際に、風しんの予防接種を実施している医療機関に関する具体的な情報を提供するなど、抗体検査から予防接種への適切な結びつけができるよう、貴管内の抗体検査実施医療機関に周知すること。
- 4 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）の流通等については、MR ワクチンの製造販売業者及び販売会社は5都県の過去の出荷実績の80%※を目安に任意接種分として、10月以降、当該市場に追加で出荷することを依頼したので、以下のとおり円滑に運用されるよう、関係者に周知の上連携して実施すること。

※ 現在、MR ワクチンの製造販売業者及び販売会社は、定期接種を円滑に実施できるよう、過去の出荷実績の100%を目安にMR ワクチンを出荷する、いわゆる出荷調整を実施している。

- (1) 5都県の医療機関は、抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者に対して優先的に任意接種を行うこととする。任意接種を行うためにMR ワクチンを卸売販売業者に発注する際には、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただき、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則とすること。

また、10月5日（金）以降、任意接種を行うために初めて発注する際には、卸売販売業者から示された様式（別添5の様式例を参照）に、発注量、予定している任意接種の内訳を記載して、卸売販売業者に提出すること。2回目以降の発注の際には、卸売販売業者から示された様式（別添6の様式例を参照）に、発注量、予定している任意接種の内訳、前回納品日以降の接種実績を記載して、卸売販売業者に提出すること。

- (2) 卸売販売業者は、(1)の発注量、接種予定、接種実績（2回目以降の発注時に限る）を踏まえ、抗体価が低い妊娠希望者等に接種予定であることを確認した上で、5都県の医療機関にMR ワクチンを納入すること。

別添1：風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）（平成30年8月14日付通知）

別添2：職域における風しん対策について（平成30年10月2日付通知）

別添3：風しんについて（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/

別添4：風しん対策に関するリーフレット（厚生労働省）

別添5：初回発注（様式例）

別添6：2回目以降の発注（様式例）

別添5：初回発注（様式例）

初回発注（様式例）	
発注日 年 月 日	
発注量（任意接種分）	▲▲本
対象者①	（予定）◇◇人
対象者②	（予定）――人
その他	（予定）××人

対象者① 抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性
対象者② 妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者

〔注意〕発注する際には、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただき、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則としています。

別添6：2回目以降の発注（様式例）

2回目以降の発注（様式例）	
発注日 年 月 日	
発注量（任意接種分）	▲▲本
対象者①	（予定）◇◇人
対象者②	（予定）――人
その他	（予定）××人

対象者① 抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性
対象者② 妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者

〔注意〕発注する際には、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただき、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則としています。

前回納品日 年 月 日～今回発注日の前日までの実績

接種実績（任意接種分）	
対象者①	（実績）◇◇人
対象者②	（実績）――人
その他	（実績）××人

健感発 0814 第 3 号
平成 30 年 8 月 14 日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

現在、例年と比較し、関東地方で風しんの届出数が大幅に増加しております。この時期は、多くの人々の往来が見込まれることから、今後、全国的に感染が拡大する可能性があります。具体的には、第 30 週から第 31 週まで（7 月 23 日から 8 月 5 日まで）に 38 例の風しんの届け出があり、多くは 30 代から 50 代の男性が占めていました。30 代から 50 代の男性においては、風しんの抗体価が低い方が 2 割程度存在していることが分かっています。

貴職におかれては、下記の点に留意の上、特に妊婦を守る観点から、診療に関わる医療関係者、これまで風しんにかかっていない者、風しんの予防接種を受けていない者及び妊娠を希望する女性等への注意喚起等、風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

記

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、風しんにかかっている可能性を念頭に置き、最近の海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、風しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、風しんを意識した診療を行うよう周知すること。
- 2 特に 30 代から 50 代の男性のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができている者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。
- 3 妊婦への感染を防止するため、特に
 - ① 妊婦の夫、子ども及びその他の同居家族
 - ② 10 代後半から 40 代の女性（特に妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者）のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができている者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。

参考 1：感染症発生動向調査（IDWR）（平成 30 年 8 月 8 日時点）（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/rubella/2018pdf/rube18-31.pdf>

参考 2：風しんとは（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/

基安労発 1002 第 5 号

平成 30 年 10 月 2 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

職域における風しん対策について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、別添 1 「風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」のとおり、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長宛て通知され、風しんに対する一層の対策の実施が依頼されているところである。

現在、特に東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県において、風しんの届出数の増加が続いており、今後職域においても風しん対策を実施することが重要である。

このことを踏まえ、別添 2 のとおり、「職域における風しん対策に関するリーフレット」が厚生労働省健康局によって作成されるとともに、風しんに関する情報が、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/）にまとめられている。貴職におかれては、特に、職域における風しん対策の必要性、抗体検査を受けていただくことの重要性、従業員が体調不良の際の配慮等について、その内容をご了知の上、局のホームページにリンクを掲載するなど、周知にご協力願います。

なお、別添 3 「風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）」及び別添 4 「風しんの届出数の増加に伴う対策について（協力依頼）」のとおり、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛て通知したので、ご承知おき願いたい。

別添 1：風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）（平成 30 年 8 月 14 日付通知）

別添 2：職域における風しん対策に関するリーフレット

別添 3：風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）（平成 30 年 10 月 2 日付通知）

別添 4：風しんの届出数の増加に伴う対策について（協力依頼）（平成 30 年 10 月 2 日付通知）

風しんの報告数が増加しています

感染拡大
防止のため

体調不良の時はムリしないで

風しんは

感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる感染症。風邪によく似ており、感染すると、発熱、発疹、リンパ節腫脹といった症状が認められ、多くの場合は数日で治ります。

心配なのは

妊娠早期の妊婦が風しんにかかると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があるため、注意が必要です。

どこで？

風しんは咳・くしゃみで他人にうつるため、特に、学校、職場、公共交通機関などの人が集まる場所で感染が拡大する恐れがあります。

みんなにできることは

- 体調がすぐれない場合には、ムリして外出しないでください。
- どうしても外出が必要な場合には、咳エチケットを徹底しましょう。
- 風しんを疑う症状（発熱、発疹など）が出現した際は、医師に相談しましょう。



風しんの報告数が増加しています

風しんからお腹の子どもを守りましょう

- 妊婦が風しんにかかることで、生まれながらにして眼や耳、心臓に障害をもった子どもが生まれることがあります。
- この障害は、先天性風しん症候群（CRS）とよばれています。

【皆様にできること】

妊婦

妊娠を
希望している人

妊婦の同居家族

□ 抗体検査を受けましょう。

抗体価が低い場合

抗体価が低い場合

□ ワクチン接種を検討しましょう。

※ワクチン接種後2ヶ月程度は、避妊するようにしましょう。

- 不要不急の外出を避け、人混みに近づかないようにしましょう。
- 風しんを疑う症状（発熱、発疹など）が出現した際は、医師に相談しましょう。

※妊娠中は、ワクチン接種を受けることができません。

